

省令

○経済産業省令第四十六号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十号）の施行に伴い、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員を携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十一日 経済産業大臣 世耕 弘成

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第二号）の一部を次のとおり改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). It details amendments to laws regarding the TPP agreement, specifically concerning the format of certificates of origin and the carrying of officials.

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十七号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十号）の施行に伴い、特許法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十一日 経済産業大臣 世耕 弘成

特許法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). It details amendments to laws regarding the TPP agreement, specifically concerning the format of certificates of origin and the carrying of officials.

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第二百四十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第十三項において準用する同法第三十九条の三第二項の規定に基づき、指定較正機関として指定したキーサイト・テクノロジージャパン株式会社から名称の変更の届出があつたので、同法第百二条の十八第十三項において準用する同法第三十九条の三第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年七月十一日 総務大臣 野田 聖子

- 一 変更後の指定較正機関の名称 キーサイト・テクノロジージャパン株式会社
二 変更年月日 平成三十年七月一日

○外務省告示第二百三十九号

平成三十年六月二十日にダッカで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバンングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2 贈与の限度額 四億三千三百万円
3 贈与の供与期限 平成三十八年十二月三十一日

署名者 泉裕泰在バンングラデシュ国

日 本 側 カジ・シヨフィクル・アゾ
△財務省経済関係局次官
外務大臣臨時代理 義偉

署名者 山村嘉宏在キルギス大使
キルギス側 アディルバク・カスイマリエフ
外務大臣臨時代理 義偉

○外務省告示第二百四十号

平成三十年六月二十九日にピシケクで、人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入
2 贈与の限度額 二億五百万円
3 贈与の供与期限 平成三十六年十二月三十一日

署名者 山村嘉宏在キルギス大使

日 本 側 アディルバク・カスイマリエフ
キルギス側 アディルバク・カスイマリエフ
外務大臣臨時代理 義偉

○農林水産省告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月十一日 農林水産大臣 齋藤 健

- 一 保安林の所在場所 高知県土佐郡大川村船戸字アカラキ九七の一、九七の二、九八の一、三二五の二、三二五の三、三二六から三二九まで、三三一、三三三、字西浦一五四、一七一、一七九、三七五、三七七の一、三七七の三、字珠数ノ木三一七の二、三二〇の三、三二〇の七、三二二、三二四、字天狗滝三七八
二 指定の目的 水源の涵養
三 指定実施要件
（一）立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。